

# ものづくり企業のカーボンニュートラル に向けた経済産業省の支援策

令和6年2月5日

中国経済産業局  
資源エネルギー環境課

# 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和5年度補正予算額910億円

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

## 事業の内容

### 事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

### 事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内）  
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- (2) 補助率：1/2以内  
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内  
上限額：1億円

## 成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

# 省エネルギー投資促進支援事業費

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

国庫債務負担行為要求額 **300億円** ※令和5年度補正予算額250億円

## 事業の内容

### 事業目的

本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

### 事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内  
上限額：1億円

## 成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

# 1. (1) 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】  
 ※令和5年度補正予算額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。



**(Ⅰ)  
工場・  
事業場型**

※旧A B 類型

- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2（中小） 1/3（大）  
 ※先進設備の場合、2/3（中小），1/2（大）
- 補助上限額：15億円  
 ※非化石転換の要件満たす場合、20億円



**食品品製造業A社**（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

**【平釜】**  **【立釜】** ※複数の釜を連結して排熱再利用 

**新設  
(Ⅱ)  
電化・  
脱炭素  
燃転型**

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円  
 ※電化のための機器の場合は5億円

**【キュボラ式】** ※コークスを使用  **【誘導加熱式】** ※電気を使用 

**(Ⅲ)  
設備  
単体型**

※旧C 類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

**【業務用給湯器】**  **【高効率空調】**  **【産業用モータ】** 

# 【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
<p><b>(Ⅰ)</b> <b>工場・事業場型</b></p> <p>※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業）</p> <p><b>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</b></p>	<p>工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。</p>	<p>①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上</p> <p>先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上</p>	<p>設備費 ・ 設計費 ・ 工事費</p>	<p><b>中小企業等</b></p> <p><b>1 / 2</b> 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 <b>2 / 3</b> 以内)</p> <p><b>大企業・その他</b></p> <p><b>1 / 3</b> 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 <b>1 / 2</b> 以内)</p>	<p>【上限】15億円/年度 (非化石転換は20億円/年度) 【下限】100万円/年度</p> <p>※複数年度事業の上限額は20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円(非化石転換は40億円)</p>
<p><b>(Ⅱ)</b> <b>電化・脱炭素燃転型</b></p> <p>※R5補正で新設</p> <p>主に中小企業の活用を念頭に、<b>脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</b></p>	<p>化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。</p> <p>対象設備は(Ⅲ)設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ</p>	<p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)</p>	<p>設備費 (電化の場合は付帯設備も対象)</p>	<p><b>1 / 2</b> 以内</p>	<p>【上限】3億円 (電化の場合5億円) 【下限】30万円</p>
<p><b>(Ⅲ)</b> <b>設備単位型</b></p> <p>※従来のC類型（指定設備導入事業）</p> <p>より中小企業が使いやすいよう、<b>リストから選択する機器への更新を補助</b></p>	<p>予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。</p>	<p>予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。</p>	<p>設備費</p>	<p><b>1 / 3</b> 以内</p>	<p>【上限】1億円 【下限】30万円</p>

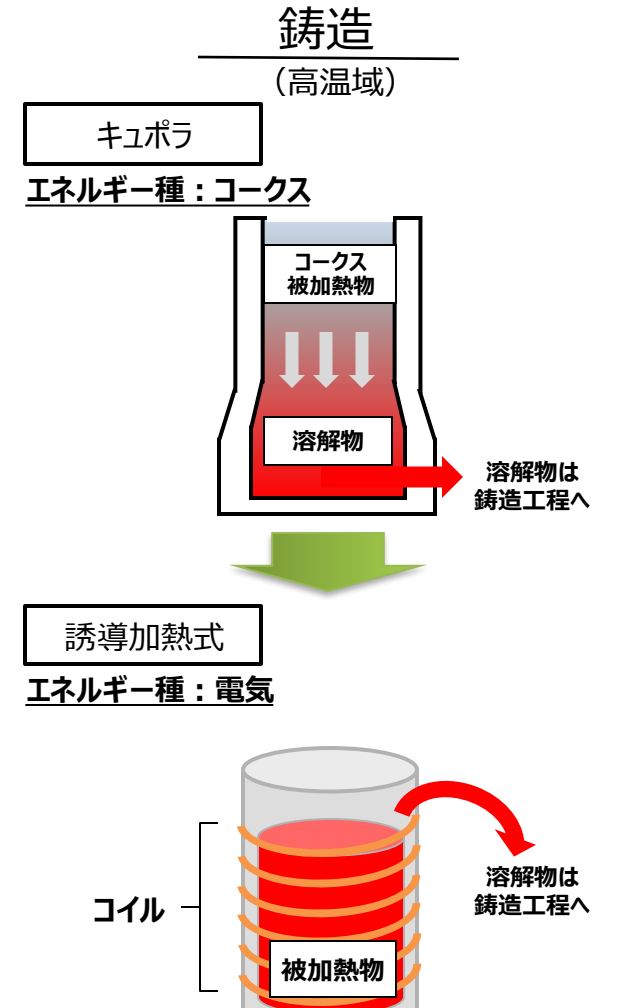
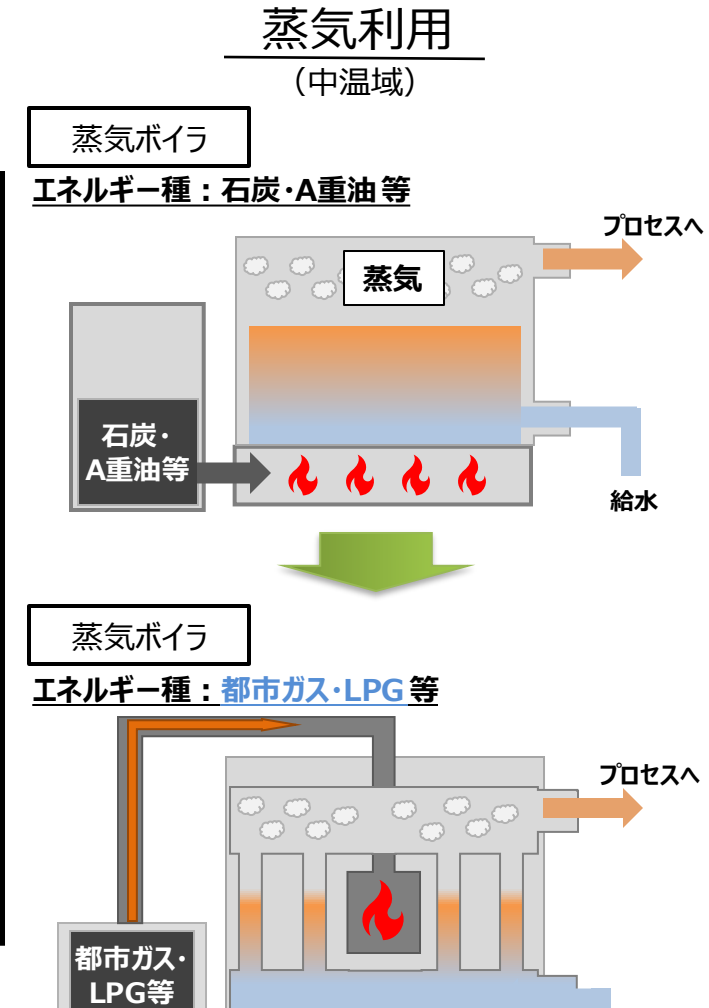
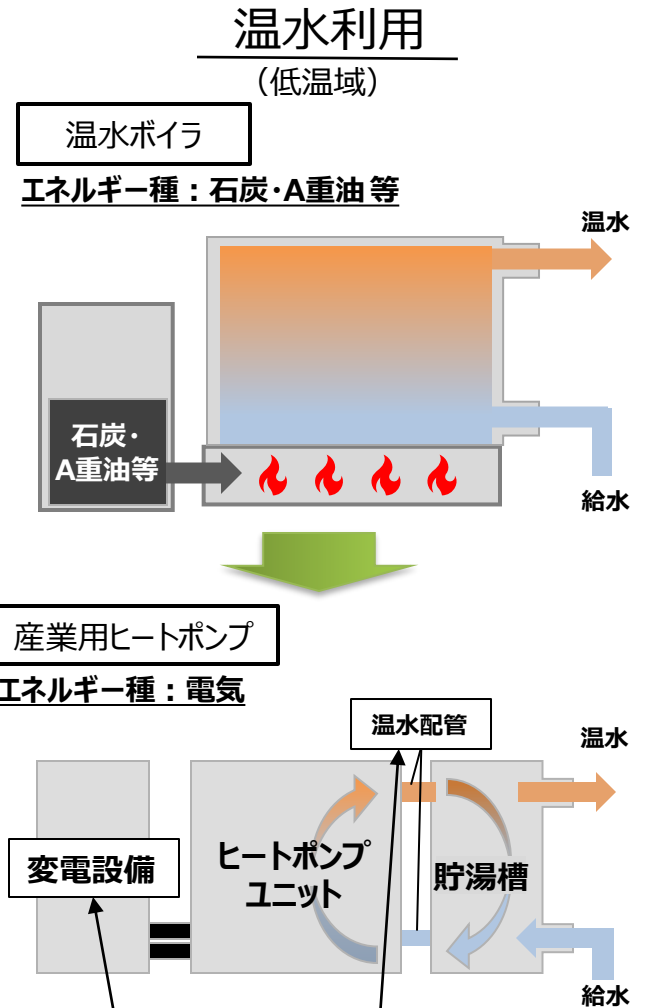
上記に加え、「(Ⅳ) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➔ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

# 令和5年度補正予算における省エネ補助金の（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型について

省エネ補助金の（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型は、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助するものであり、中小企業等のカーボンニュートラルに必要な、定型的な設備を急速かつ大量に導入させる制度として、令和5年度補正予算で新設。

## <典型的な支援例>



※更新前と比べ同等の能力を発揮するために必要不可欠で、定型的な設備として、補助対象とする

# 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和5年度補正予算額 **21億円**

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

## 事業の内容

### 事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しすることを目的とする。

### 事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各民間企業等の専門人材の育成等を行う。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

中小企業等が低コストで省エネ診断を活用し、省エネの専門家からの設備投資や運用改善に関する提案を受けることにより、中小企業等における省エネの取組を後押しし、本事業による効果も含めて、最終的に令和12年度の省エネ効果239万klに寄与することを目指す。

# 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和6年度予算案額 **9.9億円（8.0億円）**

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

## 事業の内容

### 事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化に係る相談窓口である地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行う。

### 事業概要

(1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業（補助金）  
中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、AI・IoT等を活用した運用改善や再エネ導入等提案に係る経費の一部を国が支援する。また、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣も実施する。

(2) 地域エネルギー利用最適化取組支援事業（補助金）  
省エネのみならず再エネ導入等も含むエネルギー利用最適化に向け、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

(3) 専門人材拡大に向けた調査分析事業（委託費）  
中小企業向けに省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

### (1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業



### (2) 地域エネルギー利用最適化取組支援事業



### (3) 専門人材拡大に向けた調査分析事業



## 成果目標

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万kLを目指す。



- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置**を行っており、**診断から設備支援まで、一体とした支援**を実施。

### ①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



### ②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



### ③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。  
\* 4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場のできる省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

### ■ 省エネ診断を実施している民間団体の例

（一財）省エネルギーセンター、（一社）カーボンマネジメントイニシアチブ、（一社）省エネプラットフォーム協会、東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、西部瓦斯(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、ダイキン工業(株)、パナソニック(株)、三浦工業(株) 等（令和5年度実績）

省エネ補助金の加点措置

# 省エネ診断の比較

項目	省エネ診断拡充事業 設備診断	省エネ最適化診断 総合診断	省エネお助け隊の診断 相談 診断 支援
診断対象	以下のいずれかに該当すること ・中小企業基本法に定める中小企業者 ・会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所	以下のいずれかに該当すること ・中小企業基本法に定める中小企業者 ・会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所	以下のいずれかに該当すること ・中小企業基本法に定める中小企業者 ・会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所
診断費用	<b>事業者の希望に添えるよう事業所の設備等に合わせた以下のメニューを用意</b> ・設備単体プラン(1設備) : 5,280円(税込) ・設備単体プラン(2設備) : 10,560円(税込) ・まるっとプラン(原則3設備) : 15,840円(税込) ※費用の支払いは、診断報告会実施後	事業所の規模等にに合わせて、以下3つのメニューを用意 ・A診断 : 10,450円(税込) ・B診断 : 16,500円(税込) ・大規模診断 : 23,100円(税込) ※費用の支払いは、原則申込時	事業所の規模、設備等にに合わせて、以下3つのメニューを用意 ・1名診断 : 10,120円(税込) ・2名診断 : 15,400円(税込) ・3名診断 : 22,880円(税込) ※費用の支払いは、診断報告会実施後
診断期間	契約締結から診断報告会まで約1か月	申込から診断結果説明会まで約2か月～2か月半	契約締結から診断報告会まで約1か月半～2か月
主な診断内容	・費用のかからない運用改善による省エネ提案 ・高効率省エネ設備への更新提案 (投資回収年シミュレーションを含む補助金案内等) ・エネルギー使用量を見える化 ( <b>事業所全体および電気を中心としたエネルギー種別毎</b> ) ※ <b>省エネ最適化診断や省エネお助け隊の診断と比べ、より効率的な診断を想定</b>	・費用のかからない運用改善による省エネ提案 ・高効率省エネ設備への更新提案 (高効率空調、高性能ボイラ等) ・エネルギー使用量を見える化 ( <b>事業所全体およびエネルギー種別毎</b> ) ・ <b>再エネ提案(自家消費型太陽光発電等)</b>	・費用のかからない運用改善による省エネ提案 ・高効率省エネ設備への更新提案 (投資回収年シミュレーションを含む補助金案内等) ・エネルギー使用量を見える化 ( <b>事業所全体およびエネルギー種別毎</b> )
診断の特徴	・ <b>省エネ診断の申込が簡易</b> ・ <b>短時間で診断可能</b> ・事業所でメインで使用しているエネルギーや事業者の気になるエネルギーについて診断が可能 ・費用のかからない運用改善を優先的に提案 ・運用改善、投資改善について、診断先に最も効果的な改善内容を提案	・エネルギーのムダを総合的に判断 ・費用のかからない運用改善を優先的に提案 ・運用改善、投資改善について、診断先に最も効果的な改善内容を10項目ほど提案 ・ <b>脱炭素化へ向けて再エネ提案も実施</b> ・より深掘した省エネ取組を希望する場合は、IoT診断を受診することも可能	・省エネ診断後の省エネ取組を実施することを念頭に置いた省エネ診断 ・ <b>省エネ診断から省エネ取組の支援まで、同一専門家が一气通貫して対応可能</b> ・ <b>経営の専門家が省エネの専門家と連携して支援</b> ・同一年度内に複数事業所の診断を受けることも可能 ・年間エネルギー使用量100kl未満の小規模事業者への省エネ診断実績も豊富
診断員の主な資格	【主な資格】 エネルギー管理士、電気主任技術者、管工事施工管理技士、技術士等 ※その他10年以上の経験を有し、執行団体が認めた者	【主な資格】 エネルギー管理士	【主な資格】 ＜省エネに関する専門家＞ ・エネルギー管理士、電気工事士(1種)、技術士等 ＜経営に関する専門家＞ ・中小企業診断士、行政書士、税理士等 ※その他10年以上の経験を有し、執行団体が認めた者
申込方法	「特設WEBサイト」の登録診断機関一覧からご選択いただき、登録診断機関に申込 <a href="https://shoeshindan.jp/guide/">https://shoeshindan.jp/guide/</a>	「省エネ・節電ポータルサイト」から申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき、メール、FAX、郵送のいずれかで省エネ診断事務局に申込 <a href="https://www.shindan-net.jp/service/shindan/entry.html">https://www.shindan-net.jp/service/shindan/entry.html</a>	「省エネお助け隊ポータル」の相談窓口一覧から、最寄りの省エネお助け隊に問合せ <a href="https://www.shoene-portal.jp/consultation/">https://www.shoene-portal.jp/consultation/</a>

# 需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

国庫債務負担行為含め総額**256億円** ※令和5年度補正予算額：160億円

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

## 事業の内容

### 事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。

また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

### 事業概要

#### (1) 需要家主導型太陽光発電導入支援

再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備等の導入を支援する。

#### (2) 再エネ電源併設型蓄電池導入支援

FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援する。

#### 【需要家主導型太陽光発電導入支援における主な事業要件例】

・一定規模以上の新規設置案件※であること

※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可

・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと

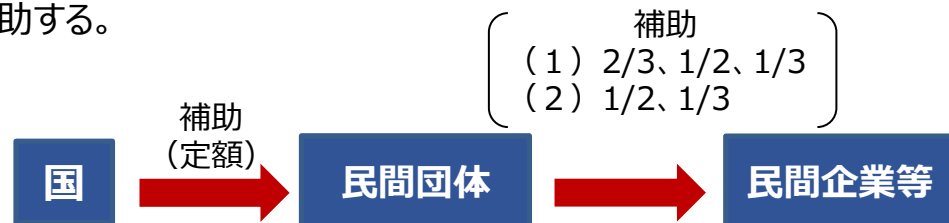
・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること

※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。

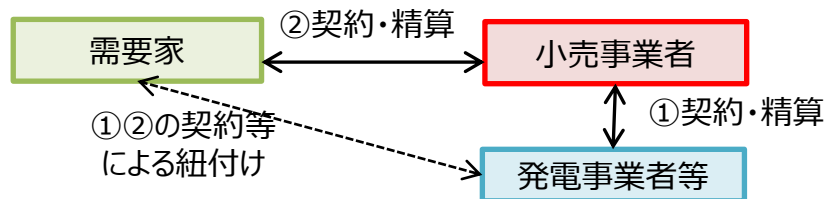
・廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。



#### 【需要家主導型太陽光発電導入支援の対象事業スキームイメージ】



## 成果目標

2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

# 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業

令和6年度予算案額 **100億円（105億円）** 国庫債務負担含め3年間の総額160億円

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

## 事業の内容

### 事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。

また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

### 事業概要

#### （1）需要家主導型太陽光発電導入支援事業

再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備等の導入を支援する。

#### （2）再エネ電源併設型蓄電池導入支援事業

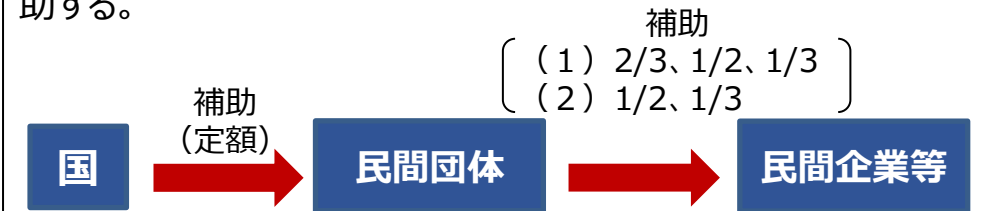
FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援する。

#### 【需要家主導型太陽光発電導入支援における主な事業要件例】

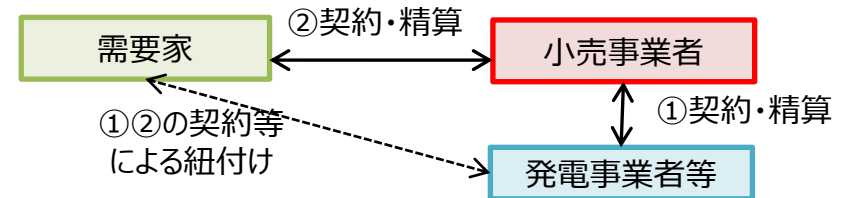
- 一定規模以上の新規設置案件※であること
- ※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可
- FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- 需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること
- ※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
- 廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。



### 【需要家主導型太陽光発電導入支援の対象事業スキームイメージ】



## 成果目標

令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する

# クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

令和5年度補正予算額 **1,291億円**

製造産業局自動車課

## 事業の内容

### 事業目的

運輸部門は我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占める。自動車分野は運輸部門の中でも約9割を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。また、国内市場における電動車の普及をてこにしながら、自動車産業の競争力強化により海外市場を獲得していくことも重要。電気自動車等の導入費用を支援することで、産業競争力強化と二酸化炭素排出削減を図ることを目的とする。

### 事業概要

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

「グリーン成長戦略」等における、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進する。

# クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

## 令和5年度補正予算額 400億円

(1) 製造産業局自動車課  
(2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部  
水素・アンモニア課

### 事業の内容

#### 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的とする。さらには、災害による停電等の発生時において、電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を支援する。

#### 事業概要

##### (1) 充電インフラ整備事業等

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。

##### (2) 水素充てんインフラ整備事業

燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

#### (1) 充電インフラ整備事業等



#### (2) 水素充てんインフラ整備事業



### 成果目標

車両の普及に必要な不可欠なインフラとして、充電インフラを2030年までに30万口、水素充てんインフラを2030年までに1,000基程度整備する。

# クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

## 令和6年度予算案額 100億円（100億円）

(1) 製造産業局自動車課  
(2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部  
水素・アンモニア課

### 事業の内容

#### 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的とする。さらには、災害による停電等の発生時において、電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を支援する。

#### 事業概要

##### (1) 充電インフラ整備事業等

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。

##### (2) 水素充てんインフラ整備事業

燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

#### (1) 充電インフラ整備事業等



#### (2) 水素充てんインフラ整備事業



### 成果目標

車両の普及に必要な不可欠なインフラとして、充電インフラを2030年までに30万口、水素充てんインフラを2030年までに1,000基程度整備する。

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和5年度補正予算額 2,000億円

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

### 事業の内容

#### 事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

#### 事業概要

- (1) **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**  
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) **小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**  
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) **サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**  
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) **事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）**  
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



	申請類型	補助上限額	補助率	
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	
	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3
		成長分野進出類型 (DX・GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3
	③グローバル枠	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	
⇒大幅貸上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な貸上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円以上上乗せ（※新型コロナウイルス回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。				
持続化補助金	①通常枠、②資金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠	①：50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
	⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円以上上乗せ。①～⑤の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。			
IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで：5万円～150万円未満	1/2	
		ITツールの業務領域が4以上：150万円～450万円以下		
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①インボイス対応類型と同様 ②2/3	
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール【会計・発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・発注・決済ソフト】：①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2
電子取引類型		～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2	
セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	1/2		
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円	
		①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型		
	専門家活用枠	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円	1/2～2/3
廃業・再チャレンジ枠	～150万円	1/2～2/3		

### 成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

#### 【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

#### 【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

#### 【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

#### 【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること



# 中小企業生産性革命推進事業の概要

- **生産性革命推進事業**は、設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等への支援を通じて、中小企業・小規模事業者の**生産性を向上させることを目的**とした事業であり、令和元年より(独)中小機構の交付金及び補助事業として実施。
- 特に、**賃上げやインボイス導入、人手不足等に対する省力化への投資**、GX・DX等の事業環境変化に対応する事業者に対して、通常より**補助率や補助上限額を引き上げ、重点的に支援**。
- 令和6年度まで**継続的な切れ目ない支援を実施**。

## 予算額

- ・令和元年度補正予算 (3,600億円)
- ・令和2年度補正予算 (700億円 + 1,000億円 + 2,300億円)
- ・令和3年度補正予算 (2,001億円)
- ・令和4年度補正予算 (2,000億円 + 国庫債務負担行為2,000億円)
- ・**令和5年度補正予算 (2,000億円)**

## 支援内容

### ✓ ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援

### ✓ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等による販路開拓等を支援

#### ✓ 共同・協業販路開拓支援補助金

地域の販路開拓を支援する機関が行う取り組み（展示販売・商談会等）を支援を支援

### ✓ IT導入補助金

中小企業等によるバックオフィス効率化等のためのITツール導入を支援

### ✓ 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援


### ✓ 機構による相談支援・ハンズオン支援・周知広報

専門家支援やIT化促進支援、上記施策の周知広報等

	申請類型	補助上限額	補助率	
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1500万円を超える部分は1/3	
	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3
		成長分野進出類型(DX・GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3
	③グローバル枠	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	
	⇒大幅賃上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乘せ（※新型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。			
持続化補助金	①通常枠、②賃金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠	①：50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
	⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乘せ。①～⑤の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。			
IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満	1/2	
		ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下		
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①インボイス対応類型と同様 ②2/3	
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2
		電子取引類型	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2
	セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	1/2	
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円	1/2～2/3
	専門家活用枠	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円	1/2～2/3
	廃業・再チャレンジ枠	～150万円	1/2～2/3	

# ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の概要 (R5年度補正予算)

- 雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援**。令和5年度補正予算においては下記の見直し・拡充等を実施。
  - ① **「省力化（オーダーメイド）枠」を新設し、補助上限額を大幅に引き上げ、省力化投資を重点支援**
  - ② 現行の枠を見直し、「**製品・サービス高付加価値化枠**」と「**グローバル枠**」に整理統合するとともに、**今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は通常枠よりも補助上限額・補助率を引き上げることで支援を重点化**

予算額	令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数		
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額 <b>年平均成長率+3%以上増加</b> ② 給与支給総額 <b>年平均成長率+1.5%以上増加</b> ③ 事業場内最低賃金が <b>地域別最低賃金+30円以上</b>		※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費		
支援類型	<b>枠・類型</b>	<b>補助上限額</b> ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	<b>補助率</b>
	<b>省力化（オーダーメイド）枠</b>	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～99人 5,000万円（6,500万円） 100人以上 8,000万円（1億円）	1/2※ 小規模・再生 2/3  ※補助金額1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
	<b>製品・サービス高付加価値化枠</b>		
	<b>通常類型</b>	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21人以上 1,250万円（2,250万円）	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
	<b>成長分野進出類型（DX・GX）</b>	5人以下 1,000万円（1,100万円） 6～20人 1,500万円（1,750万円） 21人以上 2,500万円（3,500万円）	2/3
	<b>グローバル枠</b>	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	1/2 小規模 2/3
 <b>大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例</b> ：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額 年平均成長率+6%以上等）に対して、 <b>補助上限額を100万円～2,000万円上乘せ</b> （申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）			

# ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の主な変更点

- ・ 新制度による公募は、令和5年度補正予算を基に12月27日より17次公募を開始（～3月1日申請締切）。

## 1. 省力化（オーダーメイド）枠の新設

- 中小企業・小規模事業者が人手不足の解消等を目的とした、生産プロセス等の省力化の取り組みを進めるため、個々の事業者のビジネスプロセスに応じたオーダーメイド型の省力化投資等を補助上限額を大幅に引き上げて支援。

## 2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等

- 中小企業・小規模事業者が、付加価値の高い革新的な製品・サービスの開発に取り組むために必要な設備投資等を支援。
- 今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は成長分野進出類型とし、通常類型よりも補助上限額・補助率において重点支援。
- コロナからの回復を図りつつ、最低賃金の引き上げにも取り組む事業者を通常類型よりも補助率を引き上げて支援。
- グローバル枠については、引き続き、海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援。

## 3. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例の拡充

- 持続的な賃上げを実現するため、大幅な賃上げに取り組む事業者について、補助上限額を引き上げる（新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く）。
- 省力化（オーダーメイド）枠においては、上乗せ額を拡充し、最大2,000万円まで補助上限を引き上げる。

## 4. その他

- 交付候補者決定前において、一定の投資規模の事業計画に取り組む事業者に対して、口頭審査を導入。
- 令和5年度補正予算を基に行う公募の補助事業実施期間は令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了する必要があります。延長はできませんのでご注意ください）。
- 厚労省の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）との連携。

# 「IT導入補助金2024」の概要（令和5年度補正）

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入**を支援する補助金。

## 1. 補助対象事業者

**中小企業・小規模事業者等**（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。

## 2. 補助対象ツール

**事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。**  
相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象を含む。

## 3. 補助額・補助率

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠 インボイス対応類型	電子取引類型	セキュリティ 対策推進枠
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

# 【参考】「IT導入補助金2024」での拡充点

- 10月1日に開始されたインボイス制度を強力に支えるため、インボイスに特化した支援枠を新設。
- 特に、小規模事業者におけるインボイス制度に対応したITツール導入を強力に支援するため、小規模事業者に対して一部高い補助率を設定（4/5）。
- そのほか、支援枠・類型の一部見直しを実施。

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	<b>インボイス制度に対応し</b> 、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が 1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 <b>(小規模事業者：4/5)</b> 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

### 支援 内容

カーボンニュートラルや脱炭素化に取り組む中小企業・小規模事業者に、豊富な経験と実績をもつ専門家がアドバイスを実施します。また、省エネルギー対策の情報提供や環境経営に関するアドバイスも行います。



Be a Great Small. 中小機構

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

中小機構は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

# カーボンニュートラル オンライン相談窓口

- 経験豊富な専門家によるアドバイス
- 無料で何でも
- web会議システムで全国どこからでも相談可能

中小機構では、中小企業・小規模事業者の方々を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について専門家がアドバイスを実施しています。

カーボンニュートラルをはじめとした環境への取り組み、SDGsの推進など、お悩みや疑問はありませんか？

SBTって何ですか？

CO<sub>2</sub>排出量を減らすにはどうするの？

取引先にアピールするにはどうするの？

再エネ電力を使用した

CO<sub>2</sub>排出量ってどうやって調べたいの？

経営にどう活かしたらいいの？

### 対象者

中小企業

等

相談方法	相談時間
<p>オンライン会議システム (Zoom・Microsoft Teams<sup>®</sup>)</p> <p>※操作方法等もご案内しますので、初めてでも安心してご利用いただけます。</p>	<p>毎週火曜日と木曜日・ 午前9時～午後5時</p> <p>1回の相談時間は60分、 何度でも相談できます</p>

- 相談料は無料です。
- 事前予約制となっています。

### 相談申し込み先

下記URLの申し込みフォームよりお申し込み下さい。

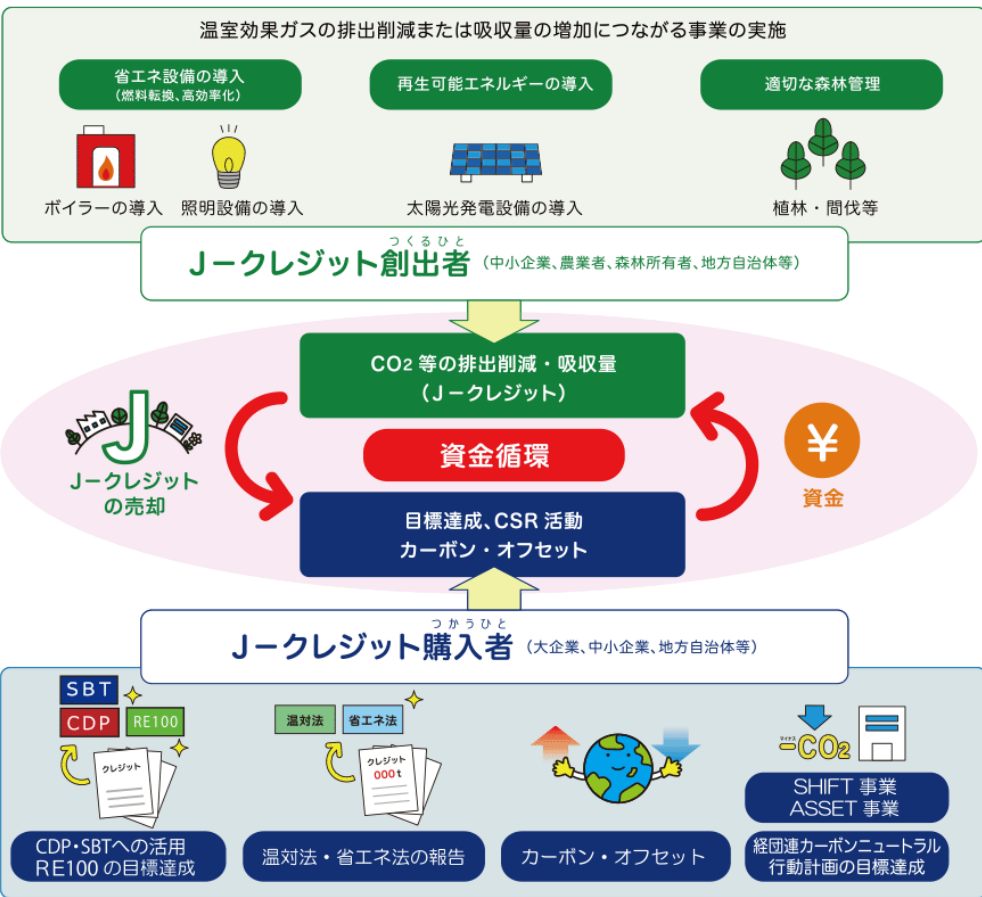
<https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html>

### 問い合わせ先

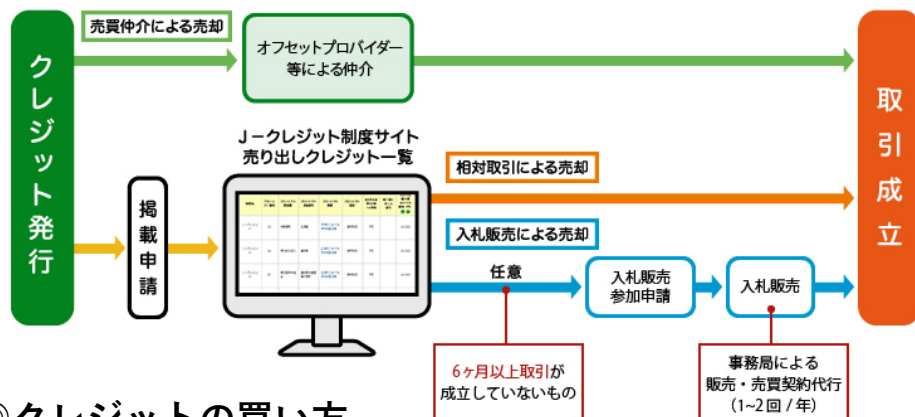
(独) 中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課  
03-5470-1564

## 支援内容

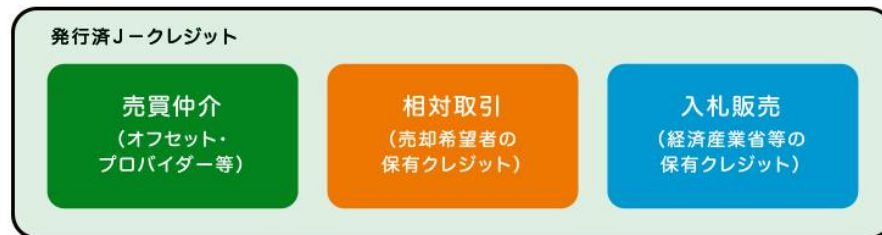
省エネ設備導入・再エネ利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。このクレジットは、カーボンニュートラルの目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。



## クレジットの売り方



## クレジットの買い方



## J-クレジット制度のお問い合わせ窓口

J-クレジット制度事務局 (みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)  
<https://japancredit.go.jp/>  
 050-3173-8916

## 中国経済産業局窓口

カーボンニュートラル推進室 082-224-5713

対象者

大企業

中小企業

自治体

等



# 中小企業支援機関によるカーボンニュートラル・アクションプラン

## 支援内容

経済産業省では、中小企業団体や金融機関等の支援機関が、2050年カーボンニュートラルに向けて会員企業等の脱炭素化と持続的な成長を支援する取組を「カーボンニュートラル・アクションプラン」としてとりまとめ、ウェブサイトで公表しています。

### □ 想定する支援機関

商工会・商工会議所、中小企業組合、商店街組合、金融機関、士業・民間コンサル 等

### □ 「支援機関による取組」の例

- ・省エネ・温暖化対策に関する情報収集・情報提供
- ・相談対応
- ・セミナーや説明会、イベントの開催
- ・経営指導員の研修内容への省エネや温室効果ガス排出量削減の盛り込み
- ・CO2チェックシートの配布
- ・専門家派遣
- ・補助金等の計画策定・申請実施に向けた支援
- ・J-クレジット制度におけるプログラム型プロジェクトのとりまとめ

- 登録いただいた支援機関の取組「カーボンニュートラル・アクションプラン」を以下のウェブサイトで公表しています。

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/SME/actionplanlist/actionplanlist\\_231013.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/actionplanlist/actionplanlist_231013.pdf)

対象者

中小企業

等

### お問い合わせ窓口

ウェブサイトで公表している各支援機関にお問い合わせください。

### 中国経済産業局窓口

カーボンニュートラル推進室 082-224-5713

# 『2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度』

中国経済産業局では、カーボンニュートラルに取り組む企業や自治体の皆様を支援するため、経済産業省の関連支援策をとりまとめた、『2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度』を策定しました。

掲載URL：

<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/energy/pdf/carbon.pdf>


※ご利用の際は、ページ中程までスクロールの上、ご確認ください。

※申請等の期限や、条件がありますので、支援制度の利用にあたっては、必ず詳細をご確認ください。

2023年11月24日(金)時点

## 2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度

経済産業省関連支援制度



経済産業省  
中国経済産業局

**カーボンニュートラル推進室**

申請等の期限や、条件がありますので、支援制度の利用にあたっては、必ず詳細をご確認ください。

設備補助 省エネ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金(省エネ補助金)

**支援内容** 先進的な設備・システムの導入、機械設計が伴うオーダーメイド型設備への更新やプロセス改修、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムの導入により省エネルギー効果の要件を満たす事業を支援します。

補助金はA、B、Dの3つの事業区分から選択して申請を行います。

**①先進事業**

高い経済力や省エネ性能を有しており、事業導入がシナジー効果を生み出し、他の先進的な省エネ設備への更新等を行う省エネ設備に別添で重点的に支援を行います。

**②オーダーメイド型事業**

個別に設計が必要な設備等の導入を含む設備更新が省エネ効果に大きく貢献し、費用対効果が高い事業に対して支援を行います。

**③エネルギー需要最適化対策事業**

エネルギー事業者とエネルギー管理支援サービスを提供し、EMSの制御効果と運用改善効果による、より効果的な省エネ設備に対して支援を行います。

事業区分 対象者	(A) 先進事業	(B) オーダーメイド型事業	(D) エネルギー需要最適化対策事業
	中小企業等 大企業 その他	2/3以内 1/2以内 1/3以内	1/2以内 1/3以内 1/3以内
上限額	15億円/年度	15億円/年度	1億円/年度
下限額	100万円/年度	100万円/年度	100万円/事業全体

**公募終了** 公募時期

2023年9月8日(金)～2023年11月2日(木)

申請・問合せ先  
(一社)環境共創イニシアチブ  
(A)03-5565-3840 (B)、(D)03-5565-4463  
<https://sit.or.jp/senshin04/>

中国経済産業局窓口  
エネルギー対策課 082-224-5741

対象者 **大企業** **中小企業** **個人** 等